

益田市上水道防災給水計画附属資料

令和 4 年度

益田市上下水道部

(業務課・工務課)

益田市上水道防災給水計画附属資料

目 次

益田市上水道防災給水計画

第2章 給水計画

1. 本庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 庁内部班の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 動員計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 給水器材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5. 補給水利・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 災害情報等の報告、収集計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 ライフライン施設応急計画

1. 災害時相互応援協定等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

協定書

災害時における給水区域外への災害対応業務に関する協定書・・ 4～6

地震・水害等の災害対応業務に関する協定書・・・・・・・・・・・・ 7～11

第2章 給水計画

1. 本庁

部 (部長)	班	事務分掌 (課名)
上下水道部 (上下水道部長)	水道・給水班	1 水道施設の被害調査及びその対策に関する事。 2 飲料水の確保に関する事。 3 水道関係災害費の予算措置に関する事。 (業務課、工務課)

2. 庁内部班の構成

部 班 名	所 属
上下水道部 水道・給水班	業務課、工務課

3. 動員計画

	動員人数	動 員 数			
		災害体制	第1災害体制	第2災害体制	第3災害体制
上下水道部	水道・給水班	3人	8人	所属の全職員	その都度水道 事業管理者が 定める人数

4. 給水器材

器具名	所有団体	益 田 市	
積 載 用 タ ン ク (1.0 m ³ 入)	(上下水道部)		1
〃 (1.5 m ³ 入)	〃		2
〃 (2.0 m ³ 入)	〃		1
加 圧 式 給 水 車 (2.0 m ³ 入)	〃		1
組 立 式 給 水 コ ン テ ナ (1.0 m ³ 入)	(危機管理課)		6
容 器 (20 ℓ入)	(上下水道部)		61
〃 (18 ℓ入)	〃		55
簡 易 ポ リ 袋 (10 ℓ入)	(上下水道部)		201
〃 (6 ℓ入)	〃		1, 930
〃 (6 ℓ入)	(危機管理課)		4, 000

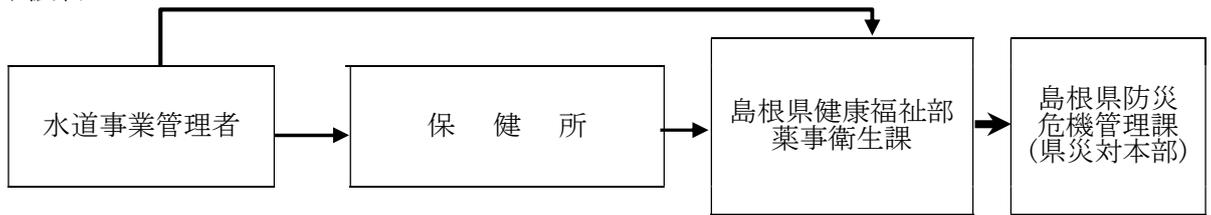
給水器材は益田水源地保管、ただし、積載用タンク(1.0 m³入)は匹見町岡本倉庫保管

5. 補給水利

水利の種別	水源地	所在地	管理	水量
益田市上水道	益田水源地	七尾町	益田市	4,005t/日
	染羽水源地	染羽町	〃	1,164t/日
	高津水源地	高津二丁目	〃	4,000t/日
	木部水源地	木部町	〃	1,600t/日
	昭和水源地	昭和町	〃	600t/日
	横田水源地	横田町	〃	5,600t/日
	神田水源地	神田町	〃	300t/日
	北河内水源地	下種町	〃	18t/日
	宇治水源地	金山町	〃	21t/日
	安床水源地	大谷町	〃	27t/日
	乙子水源地	乙子町	〃	27t/日
	山折水源地	山折町	〃	40t/日
	飯浦水源地	飯浦町	〃	130t/日
	金地水源地	虫追町	〃	2,645t/日
	久々茂水源地	久々茂町	〃	182t/日
	都茂水源地	美都町山本	〃	500t/日
	二川水源地	美都町宇津川	〃	78t/日
	仙道水源地	美都町仙道	〃	258t/日
	笹倉水源地	美都町笹倉	〃	36t/日
	野田水源地	匹見町紙祖	〃	709t/日
	澄川水源地	匹見町澄川	〃	155t/日
	広瀬水源地	匹見町広瀬	〃	24t/日
	三葛水源地	匹見町紙祖	〃	55t/日
	小原水源地	匹見町紙祖	〃	38t/日
	中の谷水源地	美都町板井川	〃	10t/日
	出合原水源地	匹見町道川	〃	24t/日
落合水源地	匹見町落合	〃	20t/日	

6. 災害情報等の報告、収集計画

水道関係被害



第3章 ライフライン施設応急計画

1. 災害時相互応援協定等一覧

H25.4.3	災害時対応業務応援協定書	一般社団法人益田管工事業センター 益田市水道事業管理者
---------	--------------	--------------------------------

災害時における給水区域外への災害対応業務に関する協定書

益田市（以下「甲」という）と益田市水道事業管理者（以下「乙」という）は、災害時における業務協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、益田市水道事業の給水区域外において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、益田市民への応急給水等災害対応業務を円滑かつ迅速に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、災害時において応急給水等災害対応業務が必要であると認められたときは、乙に対して業務要請をすることができる。この場合、甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により業務要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を調整し、速やかに業務の遂行に努めるものとする。

（業務内容）

第5条 乙が行う災害対応業務は概ね次のとおりとする。

- (1) 応急給水業務
- (2) 応急復旧用資機材の提供
- (3) 応急復旧活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（費用負担）

第6条 この協定に基づき、乙が行った災害対応業務に要した費用については、甲が負担するものとする。

（報告事項）

第7条 乙は、この協定による災害対応業務に協力できる人員及び資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙双方のいずれからも文書をもって協定終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 益田市長代理
益田市副市長 河上 信男

乙 益田市水道事業管理者
益田市市長 山本 浩章

災害時における給水区域外への災害対応業務の要請書

益田市水道事業管理者 様

「災害時における給水区域外への災害対応業務に関する協定」第3条に基づき、
以下のとおり要請します。

令和 年 月 日

益田市長

1. 災害場所	益田市 町
2. 災害状況	
3. 要請内容	
4. 期間	令和 年 月 日 ~
5. その他 (参考事項等)	

地震・水害等の災害対応業務
に関する協定書

益 田 市
益田市水道事業管理者
一般社団法人 益田管工事業センター

益田市（以下「甲」という。）、益田市水道事業管理者（以下「乙」という。）及び一般社団法人益田管二事業センター（以下「丙」という。）は、地震、水害等の災害（以下「災害」という。）が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合において、市民の生命及び財産の安全並びに生活を確保するため、災害応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲又は乙の要請に基づき、丙が他の業務に優先して応急対策業務に従事することにより、甲又は乙の管理する水道施設の機能を早期に回復し、もって市民の生命及び生活を確保することを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲又は乙は、次に定める要請基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、別記様式1により丙に出動を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により丙に出動を要請することができる。

- (1) 地震、水害等の災害発生時
- (2) 異常漏水等により飲料水確保が困難なとき
- (3) 水道施設が原因で、直接的に市民の生命及び財産を脅かす事態となったとき
- (4) その他市民の安全及び生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2 丙は、災害により通信手段が途絶して甲又は乙との連絡が不可能な場合は、前項の規定による要請がないときであっても、前項各号に定める要請基準により判断し、自主的に出動体制をとるものとする。

（報告）

第3条 丙は、被害状況等を速やかに甲又は乙に報告するものとする。

2 丙は、応急対策業務を実施したときは、別記様式2により活動状況を甲又は乙に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条の活動に要した経費は、甲又は乙が負担し、丙に支払うものとする。

2 前項の経費は、前条第2項の報告に基づき、甲又は乙と契約している修繕業務に係る基準により積算した額とする。

（協定の効力及び更新）

第5条 この協定の期間は、この協定を締結した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前30日までに甲、乙又は丙がそ

それぞれ相手方に文書をもって協定を延期しない旨の通知を行わない場合は、
なお1年間期間を更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じた場合は、
はその都度甲乙両協議のうえ決定するものとする。

平成25年4月3日

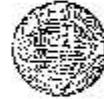
甲 益田市常盤町1番1号
益田市
益田市長代理 副市長 平谷 伸吾



乙 益田市常盤町1番1号
益田市水道事業管理者
益田市長 山本 裕 幸



丙 益田市中島町1-9-7番地
一般社団法人 益田管工事業センター
理事長 大橋 真 尚



別記様式1

年 月 日

一般社団法人 益田管工事業センター
理事長 様

益州市長 印

地震、水害等の災害応急対策業務に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり災害応急対策業務の出動を要請します。

記

1 日 時

2 場 所

3 被害の状況

4 その他

別記様式 2

年 月 日

益田市長 様

一般社団法人 益田管工事業センター
理事長 印

地震、水害等の災害応急対策業務に関する協定書第 8 条第 2 項の規定に基づき、活動状況を下記のとおり報告します。

記

活動年月日	場 所	活 動 内 容